

## 「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について」の制定について

### 1. 背景

コロナ禍で減少したタクシードライバー数は、現在各地域において順次回復しているところである。一方で、準特定地域（タクシーが供給過剰となるおそれがあると認められる地域）において、未稼働車両が存在している。

今般、「地域の足」「観光の足」不足解消を目的とし、地域における未稼働車両のうち一定の割合の車両について1年程度の期限付きで事業者に配分し、暫定的に車両を活用できることとするため、「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について」を制定する。

### 2. 概要

#### （1）対象地域について

対象地域については、準特定地域の指定を受けている主要都市の中からあらかじめ指定するほか、公募により選定することとする。

#### （2）新規の暫定増車認可について

認可を行う際には、1年程度の期限についての条件を付すこととし、当該認可については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年6月26日法律第64号。）第14条の4第1項にいう「一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する」ものとして取り扱うこととする。

#### （3）車両の配分方法について

配分にあたっては、未稼働車両を稼働させる観点から、当該営業区域において保有しているタクシー車両数に対するタクシードライバー数の割合が、一定基準以上の事業者に限って配分の申請を行うことができるものとし、当該割合の高い事業者から順に1両ずつ割り当てていくこととする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和7年1月